2　関連する施策との連携

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に当たっては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化その他のまちづくりをはじめとして、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要である。

国においては、地方の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を図っていくことを念頭に置きつつ、国土交通省のみならず、これらの施策に関係する府省の連携の下、総合的な支援を講じていくこととする。とりわけ、本省及び地方支分部局の双方において、まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていくことをより一層推進する。

地方公共団体においては、地方の総合行政を担う立場から、まちづくり、観光振興、福祉その他の観点を踏まえながら、これまで連携が十分でなかった分野を含め、関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に施策を実施していくことが期待される。

例えば、高齢者の移動手段の確保については、福祉部局と交通部局の連携による関係者相互の連携と理解を促進する必要がある。

このような取組を通じて、地域公共交通の活性化及び再生を図り、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能で活力に満ちた地域社会の実現を目指していくことが必要である。

2　関連する施策との連携

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に当たっては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化その他のまちづくりをはじめとして、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要である。

国においては、地方の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を図っていくことを念頭に置きつつ、国土交通省のみならず、これらの施策に関係する府省の連携の下、総合的な支援を講じていくこととする。とりわけ、本省及び地方支分部局の双方において、まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていくことをより一層推進する。

地方公共団体においては、地方の総合行政を担う立場から、まちづくり、観光振興その他の観点を踏まえながら、これまで連携が十分でなかった分野を含め、関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に施策を実施していくことが期待される。

このような取組を通じて、地域公共交通の活性化及び再生を図り、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能で活力に満ちた地域社会の実現を目指していくことが必要である。

○文化庁告示第三十五号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

一　名称

平成三十年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

1　東京会場

（ア）日時　平成三十年九月十三日（木）（十時三十分から十七時〇〇分まで）及び九月十四日（金）（十時三十分から十七時〇〇分まで）

（イ）場所　東京大学駒場キャンパス　講堂　九〇〇番教室【定員二八〇名】（郵便番号一五三―八九〇二　東京都目黒区駒場三丁目八番一号）

2　京都会場

（ア）日時　平成三十年九月二十七日（木）（十時三十分から十七時〇〇分まで）及び九月二十八日（金）（十時三十分から十七時〇〇分まで）

（イ）場所　京都大学吉田キャンパス吉田南四号館三階四共三〇教室【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都市左京区吉田二本松町）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続

1　申込期限

平成三十年五月二十一日（月）まで（締切日消印有効）

2　申込書

別記様式

3　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先（郵便番号含む）・氏名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。

4　受講料

無料

八　講師

文化庁職員等

九　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

十　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。